

2022年度



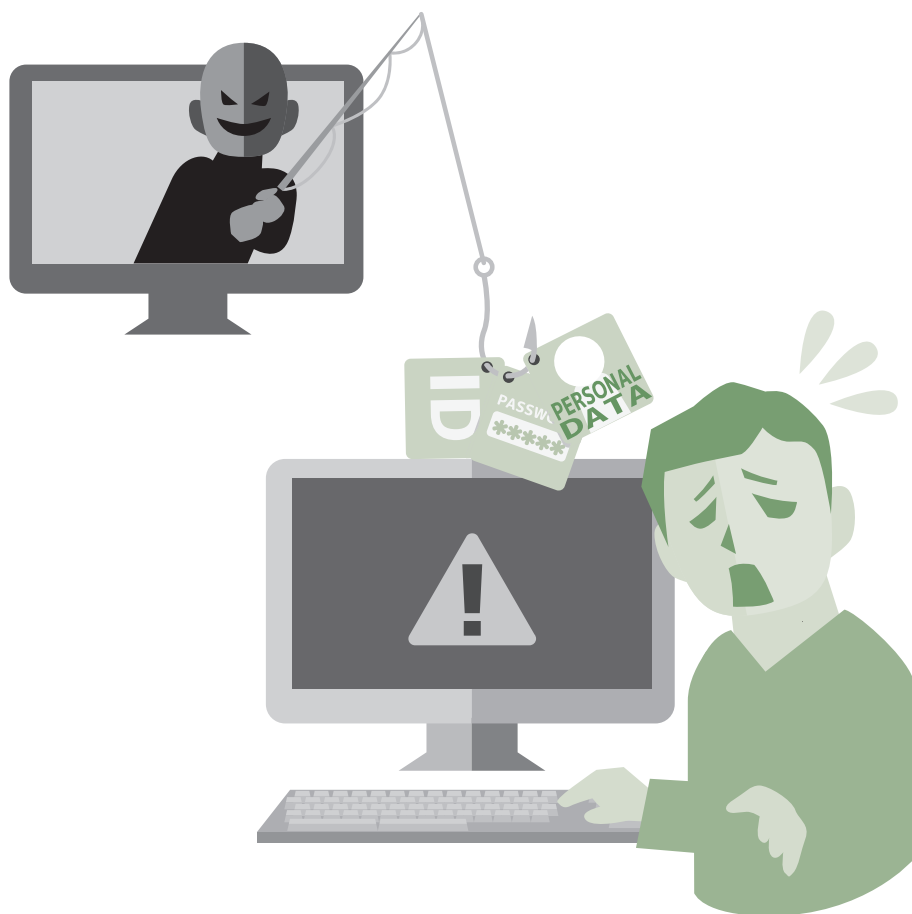
NEW

# 全地連

## サイバープロテクター補償制度

(専門事業者賠償責任保険)

事業活動にかかわるサイバーリスクをカバー!



一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

## はじめに

平素より、連合会業務につきましては、ご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

当連合会では、今後調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用することを見据え、サイバーリスクから会員企業様をお守りすべく、「全地連サイバープロテクター補償制度」を創設いたしました。

企業へのサイバー攻撃は急増しており、サイバー攻撃のリスクは企業規模の大小を問いません。サイバー攻撃の被害を受けると貴重な調査情報が漏えいするだけでなく、業務中断に追い込まれる等、事業継続に大きな支障をもたらすことにもなりかねません。

是非、事業活動にかかわる情報漏えいやサイバーリスクへの備えとして「全地連サイバープロテクター補償制度」をご採用くださいますようお願い申し上げます。

2021年12月 一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

## 目次

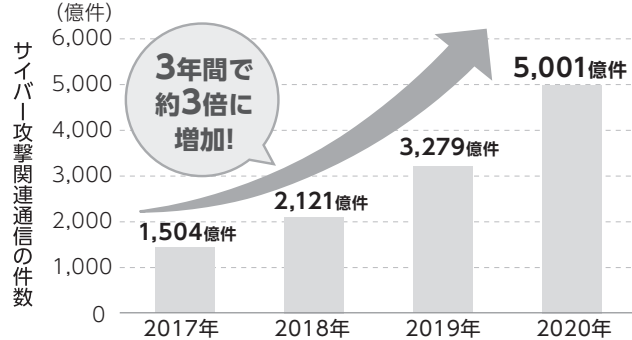
サイバーリスクについて .....	2
情報漏えいやサイバー攻撃を受けてしまったら .....	3
サイバープロテクター補償制度とは .....	4
加入タイプと保険料例 .....	11
お申込方法 .....	12
ご加入にあたっての留意点 .....	14
事故が起こった場合のお手続 .....	15
重要事項のご説明 .....	17
約款・特約 .....	19
事故報告書 .....	35

# サイバーリスクは身近に潜む重大な経営リスクです！

## ■急増している企業へのサイバー攻撃

サイバー攻撃のリスクはすべての企業に広がっています。日本国内のネットワークに向けられたサイバー攻撃関連通信の件数は、2020年は2017年と比べて約3倍と、大きく増加しています。

〈日本へのサイバー攻撃関連通信の件数の推移〉



出典：国立研究開発法人情報通信研究機構「NICTER観測レポート2020」

## ■数字でみるサイバーリスクの脅威

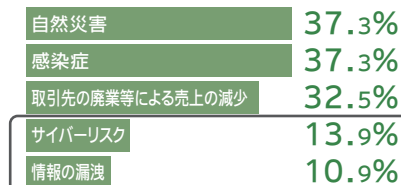
### 【企業を取り巻くリスクの脅威】

企業を取り巻くリスクについて  
60.4% 近年リスクが増えていると思う



回答対象：n=1,031

### 近年リスクが増えていると思うリスクTOP5

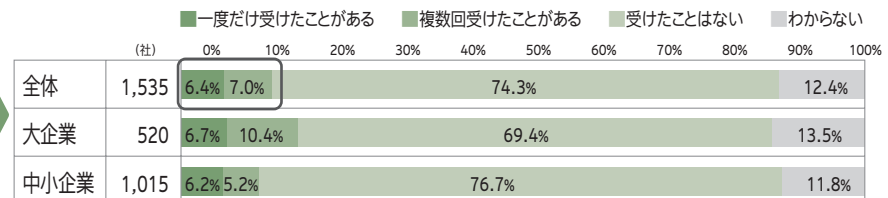


回答対象：n=1,031

サイバーリスク・情報の漏洩が脅威トップ5以内に！

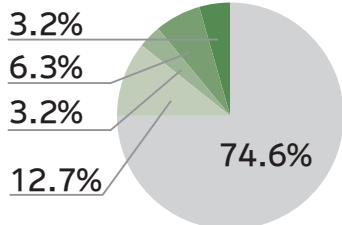
### 【サイバー被害の経験】

規模の大小にかかわらず1割以上の企業がサイバー被害を経験！！



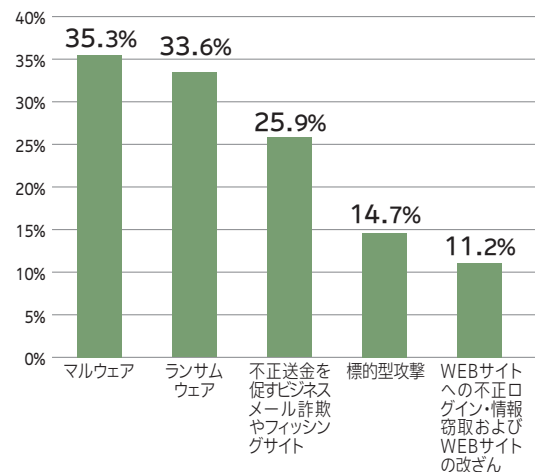
### 【サイバー攻撃を受けた際の被害総額(中小企業)】

- 50万円未満
- 50万円以上100万円未満
- 100万円以上500万円未満
- 500万円以上1,000万円未満
- 1,000万円以上1億円未満



サイバー攻撃を受けた企業の約4分の1が50万円以上の損害を被っています。中には数千万円の高額被害も発生！

### 【サイバー攻撃を受けた際の攻撃種類(中小企業)】



出典：一般社団法人日本損害保険協会「中小企業のリスク意識・対策実態調査2021調査結果報告書」  
「国内企業のサイバーリスク意識・対策実態調査2020」

# 情報漏えいやサイバー攻撃を受けてしまったら…



## 情報漏えいやサイバー攻撃を受けた場合の対応例

賠償損害	費用損害
<p><b>法的な対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報漏えいの被害者からなされた損害賠償請求への対応</li> </ul> 	<p><b>各調査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サイバー攻撃を受けている可能性があるとの報告を受け、サイバー攻撃の有無を調査</li> <li>情報漏えいやサイバー攻撃が発生した原因や被害の範囲を調査</li> </ul>  <p><b>復旧作業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サーバ等のコンピュータシステムの修理や消失した電子情報の修復対応</li> </ul>  <p><b>専門家への相談・委託等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専門家(弁護士・コンサル会社)への相談</li> </ul>  <p><b>被害者への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社告、会見による事故に関する状況説明や謝罪</li> <li>被害者への詫言状作成・送付と被害者からのお問い合わせコールセンター設置</li> <li>被害者への見舞品としてプリペイドカードを送付</li> </ul>    <p><b>再発防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再発防止のために、新たにセキュリティ対策を導入</li> </ul> 

※上記は一例であり、発生した事故により必要な対応は異なります。

## サイバー攻撃・情報漏えいの事故事例(建設業界・コンサルティング業界)

事故概要	保険金支払額
社内総務部担当者のパソコンがウイルスに感染し、なりすましメールが顧客へ送信される事象が発生。フォレンジック調査費用・再発防止費用が発生した。	約1,000万円
業務に使用しているパソコンを持参して宴席に出席。宴席後に酩酊状態でタクシー及び徒歩で帰宅する途中でパソコンを紛失する事象が発生。取引先会社の情報漏えいの可能性があるため、情報漏えいの監視等の費用が生じた。	約900万円
社内で使用しているシステムに不具合が生じたため調査したところ、外部よりランサムウェア型ウイルスの被害を受けたため、該当サーバが全て暗号化されたことが判明。これにより、該当サーバの隔離対応費用、フォレンジック費用、サーバのセキュリティ診断費用等が発生。	約500万円
自社の見積書・請求システムに外部から不正アクセスがあり、ランサムウェア型ウイルスの被害を受けたことでデータ復旧調査費用、代替サーバ設定費用、感染サーバリカバリー費用等が発生。	約100万円

# サイバープロテクター補償制度とは

情報漏えいやサイバー攻撃による事故により企業に生じた賠償損害をはじめ、事故対応等にかかる費用損害を包括的に補償する保険です。



## 情報漏えいやサイバー攻撃により企業が負うリスク

### 賠償リスク

- お客さま情報の漏えいにより損害賠償請求を受けるリスク
- 自社のシステムがサイバー攻撃により停止したことが原因で、取引先の業務を阻害し、取引先から損害賠償請求を受けるリスク



### 費用リスク

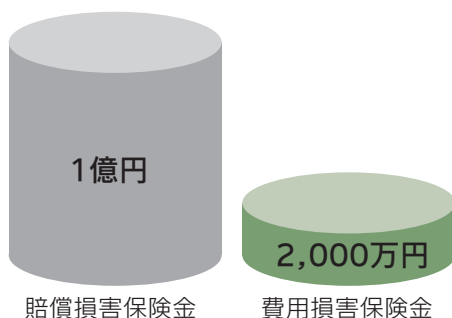
- 以下の対応のために費用が生じるリスク
- サイバー攻撃の原因や被害範囲の調査
  - 被害者向けコールセンターの設置
  - ウイルス感染したサイトやサーバの閉鎖、ネットワークの遮断 など



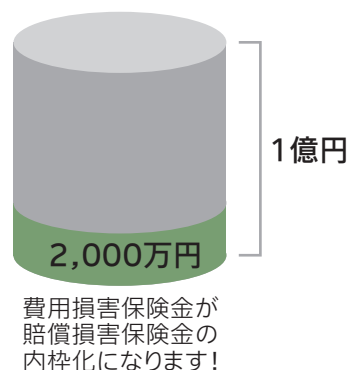
## ■ 特長

- 費用損害保険金の内枠化により保険料が最大9%割引

【内枠化をしていないケース】



【内枠化】



- 保険適用地域は全世界

- 保険料は全額損金処理

## ■ ご契約の仕組み

### (1) 保険契約者

この保険は一般社団法人全国地質調査業協会連合会が保険契約者となる団体契約です。

### (2) 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)

- ① 一般社団法人全国地質調査業協会連合会の会員である事業者(記名被保険者)
- ② 記名被保険者の役員  
(会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。)。ただし、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者となります。

### (3) 保険期間

2022年3月1日から2023年3月1日午後4時まで1年間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。また、1年未満の短期間で中途加入いただくことも可能です。

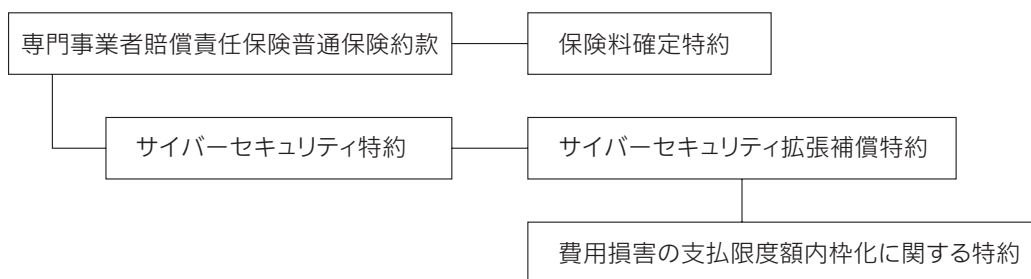
詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## ■補償の対象となる情報

次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 個人情報  
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。
- ② 企業情報  
特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報
- ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報

## ■約款構成



## ■保険金お支払いの対象となる賠償損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

損害の種類	内容
ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金(類似するものを含みます。)の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟(訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。)によって生じた費用(被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。)で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したものをいいます。
ウ. 権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求(共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。)をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続に必要なかつ有益であると引受保険会社が認めた費用。
エ. 訴訟対応費用	裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用(通常要する費用に限ります。)であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と引受保険会社が認めた費用。 ①被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用 ②被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 ③訴訟に関する必要文書作成にかかる費用 ④被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。 ⑤意見書または鑑定書の作成にかかる費用 ⑥増設したコピー機の賃借費用

○賠償損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○賠償損害にかかわる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください。



## ■保険金お支払いの対象となる費用損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。

なお、費用損害の保険金は賠償損害の支払限度額の内枠でのお支払となります。

損害の種類	内容
ア. 事故対応費用	<p>情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用(個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。)</p> <p>①電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。)</p> <p>②通信業務のコールセンター会社への委託費用</p> <p>③事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④事故対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用</p>
イ. 事故原因・被害範囲調査費用	<p>情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。</p>
ウ. 広告宣伝活動費用	<p>情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限りします。</p> <p>①情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等</p> <p>②情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告</p>
エ. 法律相談費用	<p>情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。</p>
オ. コンサルティング費用	<p>情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。</p>
カ. 見舞金・見舞品購入費用	<p>情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品<sup>(注1)</sup>の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額<sup>(注2)</sup>は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。</p> <p>①被害者が法人の場合 1法人につき50,000円</p> <p>②被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、情報セキュリティ事故(P8ご参照)のうち③の被害者については、100,000円とします。</p> <p>(注1)見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等を含みません。</p> <p>(注2)見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。</p>
キ. クレジット情報モニタリング費用	<p>情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限りします。</p>

損害の種類	内容
ク. 公的調査対応費用	<p>情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用。</p> <p>①公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用</p> <p>②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(文書の作成代および封筒代を含みます。)</p> <p>③公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。</p> <p>※公的調査 公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。</p>
ケ. コンピュータシステム等復旧費用	<p>情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷(機能停止等の使用不能を含みます。)または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊(暗号化等の使用不能を含みます。)が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。</p> <p>①コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器<sup>(注1)</sup>ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>②損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用<sup>(注2)</sup>ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用<sup>(注3)</sup>および撤去費用</p> <p>③消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>(注1)サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯式電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません。</p> <p>(注2)代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。</p> <p>(注3)仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。</p>
コ. 被害拡大防止費用	<p>情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。</p> <p>①ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用</p> <p>②情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害<sup>(注)</sup>の拡大防止に必要かつ有益な費用</p> <p>(注)風評被害は、インターネットによるものに限ります。</p>
サ. 再発防止費用	<p>同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ引受保険会社の承認を得て負担する費用に限ります。</p>
シ. サイバー攻撃調査費用	<p>サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関<sup>(注)</sup>による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。</p> <p>(注)外部機関には、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません。</p>

○費用損害に関わる保険金のお支払いにあたっては、加入者証記載の支払限度額・免責金額等が適用されます。

○一部の費用損害に関わる保険金のお支払いは、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問合わせください



## ■保険金をお支払いする主な場合

### (1)賠償損害

次のいずれかの事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

対象となる事故
<p>①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ ア. 記名被保険者が自らの業務遂行<sup>(注1)</sup>の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報<sup>(注2)</sup> イ. 記名被保険者が自らの業務遂行<sup>(注1)</sup>の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報<sup>(注3)</sup> (注1)業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者による業務遂行を含みます。 (注2)所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。 (注3)管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。</p> <p>②コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由 ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害 イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊 ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害 エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失</p> <p>③サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊 ・サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。) ・サイバー攻撃に起因する他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難</p>

### (2)費用損害

次のいずれかに該当する情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者がブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置<sup>(注)</sup>を講じることによって被る損害に対して、プロテクト費用保険金をお支払いします。ただし、以下の①・⑤・⑥の情報セキュリティ事故が発生した場合にプロテクト費用保険金を支払うのは、所定の〈公表要件〉のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りです。

(注)措置は、記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、引受保険会社が事故の通知(遅滞なく書面により通知いただきます。)を受領した日の翌日から起算して1年間が経過するまでに実際に講じられた処置に限りです。

対象となる事故(情報セキュリティ事故)
<p>① 他人の情報の漏えいまたはそのおそれ ② コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等 ③ サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害 ④ サイバー攻撃に起因する他人の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難 ⑤ ①～④を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃 ⑥ ①～⑤を除き、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ</p>

#### 〈公表要件が必要な場合とその内容〉

##### ■情報セキュリティ事故の①または⑤の事由が発生した場合

- 公的機関<sup>(※)</sup>に対する文書による届出または報告等
- 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
- 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言または案内状の送付
- 公的機関<sup>(※)</sup>からの通報

##### ■情報セキュリティ事故の⑥の事由が発生した場合

- 公的機関<sup>(※)</sup>からの通報
- 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告

※公的機関とは、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

## ■保険金をお支払いしない主な場合

### 〈専門事業者賠償責任保険普通保険約款で保険金をお支払いしない主な場合〉

- ◆次のいずれかの事由に起因する損害
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動<sup>(注)</sup>、労働争議または騒擾(じょう)等
  - 地震、噴火、洪水または津波(注) 暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- ◆次のいずれかの事由または行為によって生じた事故に起因する損害
  - 被保険者の犯罪行為(過失犯を含みません。)
  - 被保険者の故意または重過失による法令違反
  - 被保険者が他人に損失を与えることを認識(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)しながら行った行為等
- ◆次のいずれかの損害賠償請求がなされたことによる損害
  - 他の被保険者からなされた損害賠償請求
  - この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
  - 身体の障害に対する損害賠償請求(精神的苦痛は含みません。)。ただし、サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
  - 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀(き)損または人格権侵害に対する損害賠償請求
  - 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。)に対する損害賠償請求。ただし、サイバー攻撃に起因する他人の財物(財産的価値を有する有体物をいいます。)の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対しては、保険金をお支払いします。
  - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害に対する損害賠償請求等

### 〈サイバーセキュリティ特約で保険金をお支払いしない主な場合〉

- ◆次のいずれかに該当する損害
  - この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害
  - この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(事故の発生またはそのおそれが生じていたことを知っていたと合理的に推定される場合を含みます。)場合の、その事故に起因する損害等
- ◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
  - 国または公共団体の公権力の行使(法令等による規制または要請を含みます。)
  - 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為等
- ◆次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
  - 被保険者が支出したと否を問わず、違約金
  - 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
  - 株主代表訴訟
  - 企業その他組織の信用毀(き)損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
  - 被保険者が支出したと否を問わず、業務の履行の追完または再履行のために要する費用(追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含みます。)
  - 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用等
- ◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
  - 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
  - 履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - 被保険者が上記に規定する履行不能または履行遅滞(類似のものを含みます。)を避けることを目的として行った不完全履行(履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)
  - 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - 人工衛星(人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。)の損壊または故障
  - 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
    - ア. 業務の対価(販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。)の見積りまたは返還
    - イ. 業務の対価の過大請求
    - ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
    - エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
  - 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - 記名被保険者が金融機関(注)に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
    - ア. コンピュータシステムにおける資金(電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。)の移動
    - イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
  - 暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)の取引

- 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
  - ア. 電気事業法(昭和39年法律第170号)に定める電気事業者
  - イ. ガス事業法(昭和29年法律第51号)に定めるガス事業者
  - ウ. 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)に定める熱供給事業者
  - エ. 水道法(昭和32年法律第177号)に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)に定める工業用水道事業者
- (注)金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。
  - ①決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。)
  - ②金融商品取引所(暗号資産交換業を含みます。)
  - ③信用保証協会

◆コンピュータシステムの所有、使用または管理に起因する他人の業務阻害等について、次のいずれかに該当する事由に起因する損害。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム<sup>(注)</sup>の所有、使用または管理
- 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- (注)他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

〈サイバーセキュリティ拡張補償特約で保険金をお支払いしない主な場合〉

◆次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害

- この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
  - 金利等資金調達に関する費用
  - 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
  - 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
  - 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
  - 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用<sup>(注1)</sup>
  - 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - サイバー攻撃が金銭等<sup>(注2)</sup>の要求を伴う場合において、その金銭等<sup>(注2)</sup>
  - 被保険者に生じた喪失利益
  - 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
- (注1) 弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。  
 (注2) 金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

◆サイバー攻撃に起因する他人の身体障害・財物損壊について、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害

- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等を含みます。)<sup>(注)</sup>もしくは固体の排出、流出またはいっ出
- 直接であると間接であると問わず、次のいずれかの事由
  - ア. 石綿(アスベスト)、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵(以下「石綿等」といいます。)の人体への摂取もしくは吸引
  - イ. 石綿等への曝露による疾病
  - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- 次のいずれかの所有、使用または管理
  - ア. 航空機
  - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ. 自動車(原動機付自転車を含みます。)。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
    - (ア) 販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
    - (イ) 出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
  - エ. 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)<sup>(注)</sup>ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
- 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
  - ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的墮胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
  - ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)



# 加入タイプと保険料例

## (1) 保険料計算に必要な情報

①保険料算出の基礎	記名被保険者の把握可能な最近の会計年度(1年間)におけるすべての売上高 <b>■</b> 新規設立で最近の会計年度(1年間)の売上高等が把握できない場合は、事業計画書等に計画された1年間のすべての売上高の総額を記入してください。 <b>■</b> 保険料確定特約の規定に基づく確定保険料での引受となります。
②過去の事故について	<b>■</b> 2022年3月1日から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由の発生、もしくはその発生が予想される状況の有無。

## (2) 加入タイプと保険料例

下記いずれかのタイプよりご選択ください。

### 〈基本補償5,000万円タイプ〉

補償項目	基本支払限度額(千円)		免責金額
	1請求または1事故	保険期間中	
基本(賠償)	5,000万円	5,000万円	なし
費用	500万円 1,000万円 2,000万円 のいずれかより選択	500万円 1,000万円 2,000万円 のいずれかより選択	なし

### 〈基本補償1億円タイプ〉

補償項目	基本支払限度額(千円)		免責金額
	1請求または1事故	保険期間中	
基本(賠償)	1億円	1億円	なし
費用	1,000万円 2,000万円 3,000万円 のいずれかより選択	1,000万円 2,000万円 3,000万円 のいずれかより選択	なし

上表記載の支払限度額以外での設定をご要望される場合には、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。なお、縮小支払割合の変更はできません。

### 〈対象損害・対象費用ごとの支払限度額、免責金額、縮小支払割合〉

損害	対象損害・対象費用	支払限度額	免責金額	縮小支払割合
賠償損害	ア. 法律上の損害賠償金	1請求・保険期間中につき 補償項目「基本」欄に記載の 基本支払金額	補償項目 「基本」欄に 記載の 免責金額	なし
	イ. 争訟費用			
	ウ. 権利保全行使費用			
	エ. 訴訟対応費用			
費用損害	ア. 事故対応費用	1請求・保険期間中につき 補償項目「費用」欄に記載の 基本支払金額	補償項目 「費用」欄に 記載の 免責金額	なし
	イ. 事故原因・被害範囲調査費用			
	ウ. 広告宣伝活動費用			
	エ. 法律相談費用			
	オ. コンサルティング費用			
	カ. 見舞金・見舞品購入費用			
	キ. クレジット情報モニタリング費用			
	ク. 公的調査対応費用			
	ケ. コンピュータシステム等復旧費用	3,000万円もしくは補償項目「費用」欄に記載の基本支払限度額のいずれか低い額	なし	
	コ. 被害拡大防止費用	セ. およびソ. の費用の合計で 3,000万円もしくは補償項目「費用」欄に記載の基本支払限度額のいずれか低い額	90%	
サ. 再発防止費用	80%			
シ. サイバー攻撃調査費用	3,000万円もしくは補償項目「費用」欄に記載の基本支払限度額のいずれか低い額			

(ご注意事項) 費用損害は賠償損害の支払限度額の内枠でのお支払となります。

ケ～シの費用は費用損害の基本支払限度額の内枠でのお支払となります。

**支払限度額**：保険金をお支払いする限度額をいいます。

**免責金額**：保険金としてお支払いする1事故(1請求)ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

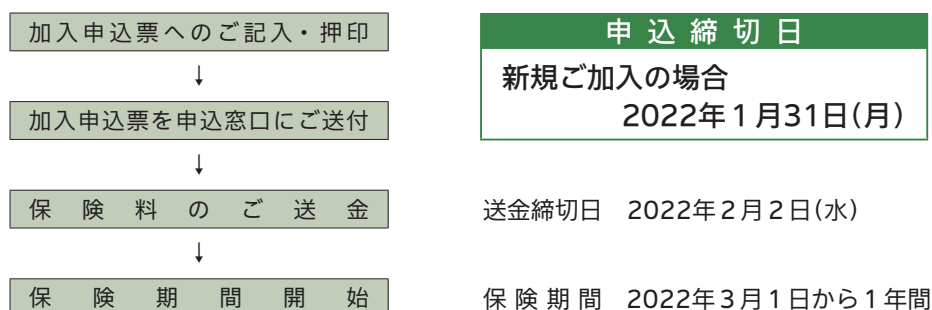
〈保険料例〉(基本補償1億円タイプで費用損害の支払限度額「2,000万円」を選択した場合)

売上高	保険料
2億円	112,730円
5億円	153,310円
10億円	198,400円
30億円	299,850円

上記の保険料は、年間保険料の一例です。実際のご加入にあたっては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

## お申込方法

ご加入の対象者は、全地連傘下の各地区協会の会員企業に限ります。2022年3月1日からの加入をご希望の場合、お申込みの流れは次のとおりです。



## ■保険料のお支払方法

- 保険料のお支払方法は、年払(一括払)のみとなります。

全地連事務局で加入企業からの加入申込票を確認のうえ、保険料を算出し、請求書を送付します。

※「保険料」は保険契約者である全地連が、ご加入者(被保険者)様に代わって保険会社との間で保険契約を締結し、支払う保険料に充当するためのものです。したがって、保険契約者(全地連)へのお支払手続きが遅れますと保険契約の効力が発生しないおそれがありますので所定の期日の厳守をお願いいたします。

## ■保険料のご送金

保険料は、下記銀行口座にご送金ください。

銀行名	三菱UFJ銀行 本郷支店
口座名	(社) 全国地質調査業協会連合会
口座番号	普通預金 319462

送金締切日  
2022年2月2日(水)

## ■中途加入の手続

2022年3月1日以降、ご加入される場合の手続は次のとおりです。

- ①中途加入は2022年4月1日より毎月1日付とし、2023年3月1日までが保険期間となります。
- ②中途加入保険料は、月割により算出します。
- ③毎月15日までに加入申込票を提出し、一括払保険料を当月25日までにお振込ください。翌月1日より保険期間が開始します。

## ■加入申込票のご送付

加入申込票は下記申込窓口へご送付ください。

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 内神田TKビル3F  
一般社団法人 全国地質調査業協会連合会

## ■加入申込票へのご記入・押印

ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、この保険契約で保険金のお支払対象となる損害を補償する他の保険契約等がある場合は必ずお申し出ください。

[売上10億円、基本補償1億円タイプで費用損害の支払限度額「2000万円」を選択した場合]

証券番号 021 明細番号 098 部店課支社 023 AHD63 公務1営3 代理店・扱者/仲立人 025 1632 ジオ・ビジネスサービス	
<b>サイバープロテクター補償制度 加入申込票兼告知書</b> (専門事業者賠償責任保険) 一般社団法人全国地質調査業協会連合会 御中	
加入申込票(付属書類を含みます。)兼告知書には事実を正確にご回答(記入)ください。印の項目は危険に関する重要な事項であり、ご回答内容が事実と相違する場合または事実を記載しなかった場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分に確認のうえご回答(記入)ください。 ★印の項目は大切な項目です。訂正時には、申込人(保険契約者)の訂正印(または訂正署名)をお願いします。	
申込日 令和3年12月13日	加入者コード
住所 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 317 フリガナ トウキョウトチヨダクウチカンダ 399 漢字 東京都千代田区内神田1-5-13	電話 03 (3518) 8873 FAX 03 (3518) 8876 341 漢字 株式会社全地連コンサルタント 代表取締役 地質太郎 (記名・押印ください) 307 フリガナ カブシキガイシャゼンチレンコンサルタント ダイヒョウトリシマリヤケ チンツタロウ
連絡先担当者名 土木一郎	所属部署 総務部
把握可能な最近の会計年度(1年間)における売上高 1,000,000千円	※★過去の事故について 現時点から起算して過去3年間において、この保険の対象となる事由が発生していますか。またはその発生が予想される状況にありますか? はい 1 いいえ 2
補償項目 基本(賠償) 100,000 費用 20,000	支払限度額(千円)★ 1請求または1事故 100,000 保険期間中 100,000 20,000
免責金額★(1請求または1事故)(千円) 401 0 402 0	保険料(円) 701 702 合計保険料 700 310 確定 3
(ご注意事項)費用損害は基本項目(賠償損害)の内枠でお支払いします。	
570 ★初年度契約保険期間開始日(避及日) 平成 年 月 日 56A リスク評価スコア	★300 プラン 503 (名称)(カナ) 504 コード 524 コード 51Y その他の特約 34 保険料確定特約(専門事業者用)



# ご加入にあたっての留意点

- ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約等をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 代理店・扱者は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、代理店・扱者にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社はパンフレットの裏表紙に記載のとおりです。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約では、ご加入時に「把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績数値」に基づいて算出される、あらかじめ確定した保険料を払い込んでいただきます。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

○ご加入の際には、保険料を算出(確定)するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。  
○新設法人等で、契約締結時に把握可能な最近の会計年度(1年間)の実績がない場合は、ご加入時における「事業計画値」が確認できる資料に基づいて保険料を算出します。この際、「事業計画値」を適用して算出した保険料は確定保険料となりますので、保険契約終了後に実際の売上高をご通知いただく必要はありません。

- <保険会社破綻時等の取扱い>
  - 損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。
  - この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
  - また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

## 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるよう相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

## 【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

# 事故が起こった場合のお手続

P35の「事故報告書」も  
合わせてご参照ください。

## ■損害賠償請求がなされた場合の引受保険会社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況(事故あるいは情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合には、代理店・扱者または引受保険会社に次の事項をご連絡ください。

- ①損害賠償請求を最初に知った時の状況
- ②申し立てられている行為
- ③原因となる事実

### 三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス  
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

**0120-258-189** (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

## ■保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 <sup>(注)</sup> (注)損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知ったときの状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3)損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書
②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払を証する書類
③共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証(兼)念書
(4)被保険者が負担した費用の額を示す書類	
①費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類	負担したプロテクト費用、権利保全行使費用、訴訟対応費用、争訟費用等が確認できる書類・明細書
②費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類	同上
(5)その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書

- 引受保険会社は、保険金請求に必要な書類<sup>(注1)</sup>をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項<sup>(注2)</sup>の確認を終えて保険金をお支払いします。<sup>(注3)</sup>
  - (注1)保険金請求に必要な書類は、前記の表をご覧ください。
  - (注2)保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
  - (注3)必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。
- 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。
- 損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2021年10月1日以降始期契約用  
サイバープロテクター(注)を  
ご加入いただくお客様へ  
**重要事項のご説明**

この書面ではサイバーセキュリティ特約付帯契約専門事業者賠償責任保険契約(サイバープロテクター)に関する重要事項についてご説明しておりますので、内容を十分ご確認ください。

お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。

ご加入の内容は、保険種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。

申込人と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。

※加入申込票への記名・押印(または署名)は、この書面の受領印を兼ねています。

※この書面を、ご加入後にお届けする加入者証とあわせて保管くださいますようお願いいたします。

(注)「サイバープロテクター」は、サイバーセキュリティ特約セット専門事業者賠償責任保険のペットネームです。

## 契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。

この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

## 1. 商品の仕組みおよび引受条件等

### (1)商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
専門事業者賠償責任保険	専門事業者賠償責任保険普通保険約款 +保険料確定特約(専門事業者用)(自動セット) サイバーセキュリティ特約(自動セット) サイバーセキュリティ拡張補償特約 費用損害の支払限度額内枠化に関する特約

### (2)補償内容

#### ■被保険者

保険の種類	被保険者 (ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
専門事業者賠償責任保険	①記名被保険者: 加入申込票(注)の「記名被保険者」欄に記載された方 ②記名被保険者の役員(会社法上の取締役、執行役および監査役、ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含む。)

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

#### ■保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

#### ■お支払いの対象となる損害

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)の「保険金お支払いの対象となる賠償損害」および「お支払いの対象となる費用損害」のページをご参照ください。

#### ■保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)の「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

### (3)保険期間

この保険の保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)または加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

### (4)支払限度額等

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)をご参照ください。

## 2. 保険料

保険料(注)は、保険料算出の基礎、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客様が実際にご加入いただく保険料(注)につきましては、パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)または加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

## 3. 保険料の払込方法について

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)をご参照ください。

## 4. 満期返れい金・契約者配当金

このご契約には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## 5. 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入の条件に応じ、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。注意喚起情報のご説明の「6. 解約と解約返れい金」をご参照ください。



## 注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は普通保険約款・特約によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

### 1. ご契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、クーリングオフの対象ではありません。

### 2. 告知義務・通知義務等

#### (1)ご加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

特にご注意ください

申込人または被保険者には、ご加入時に加入申込票<sup>(注)</sup>の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。)。加入申込票<sup>(注)</sup>に記入された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、加入申込票<sup>(注)</sup>の記載内容を必ずご確認ください。(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、支払限度額等)を告知してください。補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

#### (2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

特にご注意ください

ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- 加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご加入後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご加入内容の変更等が必要となりますので、遅滞なく代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。

- ◇ご住所の変更等、加入者証に記載された事項を変更する場合
- ◇特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

### 3. 補償の開始時期

始期日の午後4時(加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。保険料(分割払の場合は、第1回分割保険料)は、パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)記載の方法により払込みください。記載の方法により保険料を払込みいただけない場合、保険期間が始まった後でも、保険金をお支払いできません。

### 4. 保険金をお支払いしない主な場合等

#### (1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)をご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

#### (2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

### 5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

特にご注意ください

保険料は、パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)記載の方法により払込みください。パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

### 6. 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

### 7. 保険会社破綻時等の取扱い

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)をご参照ください。

### 8. 取扱代理店の権限

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)をご参照ください。

### 9. 個人情報の取扱い

パンフレット本文(「全地連サイバープロテクター補償制度」)をご参照ください。

#### この保険商品に関するお問合わせは

取扱代理店

株式会社 ジオ・ビジネスサービス

〒101-0047

東京都千代田区内神田1丁目5-13 内神田TKビル3階

TEL:03-3518-4900 FAX:03-3518-4901

#### 保険会社の連絡・相談・苦情窓口

#### 引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク

0120-632-277(無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



#### 事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス

三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189(無料)

#### 指定紛争解決機関

#### 引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル  
(全国共通・通話料有料)]

- ・受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- ・携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# 専門事業者賠償責任保険普通保険約款

## 「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。  
(50音順)

用語	説明
い	一連の損害賠償請求 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為（注）またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。 （注）同一の行為には、複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。
き	記名被保険者 この保険契約の保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。
け	継続契約 専門事業者賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「専門事業者賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする専門事業者賠償責任保険契約をいいます。 （注）保険期間の終了日とは、その専門事業者賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
し	始期日 保険期間の初日をいいます。 初年度契約 継続契約以外の専門事業者賠償責任保険契約をいいます。
そ	争訟費用 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（注1）によって生じた費用（注2）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。 （注1）争訟とは、訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。 （注2）争訟によって生じた費用には、被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞または給与等を含みません。
た	他の保険契約等 この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
て	訂正の申出 告知事項（注）について書面をもって訂正を当社に申し出ることによって、第12条（告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。 （注）告知事項とは、第12条（1）に定める告知事項をいいます。
は	犯罪行為 刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。
へ	変更日 訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。
ほ	法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（注）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 （注）倍額賠償金には、類似するものを含みます。 保険期間 保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。 保険申込書 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。
ま	満期日 保険期間の末日をいいます。

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

### 第2条（被保険者）

（1）この保険契約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
  - ② 記名被保険者の役員または使用人
  - ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者
- （2）本条（1）②および③に定める者については、記名被保険者の役員または使用人として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含まれます。

### 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注1）、労働争議または騒擾
  - ② 地震、噴火、洪水または津波
  - ③ 核物質の危険性（注2）または放射能汚染（注3）
  - ④ 次のいずれかの事由
    - A. 汚染物質（注4）の排出、流出、いっ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
    - I. 汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
  - ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物（注5）の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用
- （注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。  
（注2）核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。  
（注3）放射能汚染は、形態を問いません。  
（注4）汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。  
（注5）被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為（注1）
  - ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
  - ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識（注2）しながら行った行為
  - ④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
  - ⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
  - ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
  - ⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
  - ⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
  - ⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬
- （注1）犯罪行為には、過失犯を含みません。  
（注2）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

### 第5条（保険金を支払わない場合—その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 身体の障害（注1）または精神的苦痛に対する損害賠償請求
- ② 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
- ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注2）に対する損害賠償請求
- ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
- ⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
- ⑥ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑦ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求



- (注1) 身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- (注2) 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

#### 第6条 (保険金を支払わない場合—その4)

- 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
- ① 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
  - ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた(注)場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- (注) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

#### 第7条 (損害の範囲)

- 当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限ります。
- ① 法律上の損害賠償金
  - ② 争訟費用

#### 第8条 (支払保険金)

- (1) 当社は、損害の合計額が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として、支払います。

$$\text{保険金の額} = \left[ \text{損害の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額} \right] \times \text{保険証券記載の縮小支払割合}$$

- (2) 当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。また、第28条(損害賠償請求等の通知)(2)の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の支払限度額が適用されるものとします。
- (3) 当社は、争訟費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、本条(1)および(2)の規定が適用されるものとします。

#### 第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- (2) 本条(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

#### 第10条 (保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定められた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第11条 (保険責任のおよぶ地域)

- 当社は、被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第12条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条(2)に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
  - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害賠償請求がなされる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 次のいずれかに該当する場合
    - ア. 当社が、本条(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合
    - イ. 保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) 本条(2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条(2)の規定を適用します。
- (5) 本条(2)の規定による解除が損害賠償請求がなされた後になされた場合であっても、第21条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条(5)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げないことを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第13条 (通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。
- (2) 本条(1)の事実がある場合(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否を問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因を知った時から1か月を経過した場合
  - ② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合
- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)に規定する手続きを怠った場合には、当社は、本条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。
- (5) 本条(4)の規定は、本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。
- (注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実とは、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事実に限ります。
- (注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

#### 第14条 (保険契約者の住所変更)

- 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

#### 第15条 (保険契約に関する調査)

- 当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査することができます。

#### 第16条 (保険契約の無効)

- 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

#### 第17条 (保険契約の取消)

- 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。



### 第18条（保険契約者による保険契約の解約）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料（注）を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

（注）未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

### 第19条（当社による保険契約の解除）

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第15条（保険契約に関する調査）に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。
- ② 保険契約者が第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。

### 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
  - ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（2）当社は、被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注2）することができます。

（3）本条（1）または（2）の規定による解除が損害賠償請求がなされた後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（1）①から④までの事由または本条（2）の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（4）保険契約者または被保険者が本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（1）または（2）の規定による解除がなされた場合には、本条（3）の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 本条（1）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 本条（1）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

（注1）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

（注2）解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

### 第21条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第22条（保険料の精算）

（1）保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められている場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。

（2）当社は、保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。

（3）当社は、本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

（注）本条（1）および（2）の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

### 第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 第12条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 第13条（通知義務）（1）の事実が発生した場合	<p>次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額（注1）を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> $\boxed{\text{ア. 変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>（イ） <math>\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}</math></p>
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する短期料率（注2）}}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> $\boxed{\text{ア. 変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left( 1 - \boxed{\text{既経過期間に対応する短期料率（注2）}} \right)$ <p>（イ） <math>\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}</math></p>

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第13条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

### 第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）

（1）保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第22条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

### 第25条（保険料の返還－取消の場合）

第17条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

### 第26条（保険料の返還－解約または解除の場合）

(1) 保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 第12条（告知義務）(2)、第13条（通知義務）(2)、第19条（当社による保険契約の解除）、第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）(1) またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$
② 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。 $\text{ア. } \text{既に払い込まれた保険料} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率(注)}}{100} \right)$ $\text{イ. } \text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}$

(2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、第22条（保険料の精算）(3)の規定によって保険料を精算します。

(3) 本条(1)および(2)の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除となる場合において、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていたときは、当社は、保険金相当額に対応する保険料を返還しません。

(注) 短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

### 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）  
 ①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第19条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）  
 ③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に従い、保険金を支払います。

### 第28条（損害賠償請求等の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求を遅滞なく当社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)もしくは(2)に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (注) 被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況とは、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

### 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
① 損害の発生および拡大の防止に努めること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。
② 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注1）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
③ 損害賠償の請求（注1）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
④ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当社に通知すること。	
⑤ 上記①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。	

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条(1)⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(注1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注2) 他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

### 第30条（争訟費用および法律上の損害賠償金）

- (1) 被保険者は、あらかじめ当社の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく本条(1)の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 当社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。

### 第31条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当社は、当社が必要と認めた場合には、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての訴訟、調停、和解、仲裁または調査につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の当社の求めに応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。



### 第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注1）を支払保険金の額とします。
- (2) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

区分	支払保険金の額
① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額（注1）
② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合	損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

(注1) 支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(注2) 損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第33条（保険金の請求）

- (1) 被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 保険金請求書
② 当社の定める事故状況報告書
③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
④ 争訟費用の請求に関しては、争訟費用の額を示す見積書または請求書（注）
⑤ その他当社が第34条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(4) 当社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(6) 保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(注) 争訟費用の額を示す見積書または請求書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

### 第34条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および損害賠償請求と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無

⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

事由	期間
① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）	180日
② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
④ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤ 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因となる事由と損害の因果関係が過去の事例に鑑みて特殊である場合または同一の原因もしくは事由に基づき多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	180日

(3) 本条（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) 本条（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

(5) 本条（4）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

(6) 本条（1）から（5）までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日とは、被保険者が第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

### 第35条（代位）

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

区分	限度額
① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
② 上記①以外の場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) 本条（1）②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条（1）または（2）の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

### 第36条（先取特権）

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。

- (2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、法律上の損害賠償金について保険金の支払を行うものとします。
- 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
  - 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注) 保険金請求権は、法律上の損害賠償金に対する保険金請求権に限ります。

### 第37条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する義務を負うものとします。

### 第38条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

### 第39条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

#### 別表

短期料率表

保険期間	年間保険料に対する割合	保険期間	年間保険料に対する割合
7日まで	10%	6か月まで	70%
15日まで	15%	7か月まで	75%
1か月まで	25%	8か月まで	80%
2か月まで	35%	9か月まで	85%
3か月まで	45%	10か月まで	90%
4か月まで	55%	11か月まで	95%
5か月まで	65%	12か月まで	100%

## 保険料確定特約(専門事業者用)

### 第1条(保険料算出の基礎)

- 当社は、本条(2)に規定する「領収金」または「売上高」に基づき、この保険契約が定められている場合に、この特約の規定を適用します。
- この保険契約において保険料を定めるために用いる「領収金」または「売上高」の説明は、それぞれ次のとおりとします。

用語	説明
① 領収金	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収した金額の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。
② 売上高	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度(注)において、被保険者が販売または提供する、保険証券記載の商品またはサービスの対価の総額の保険期間に対する日割の額をいいます。

(注) 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度とは、その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとなります。

### 第2条(保険料精算の省略)

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第22条(保険料の精算)(1)および(3)、同第23条(保険料の返還または請求告知義務・通知義務等の場合)②ただし書および③ただし書、同第24条(保険料の返還一無効または失効の場合)(2)ならびに同第26条(保険料の返還一解約または解除の場合)(2)の規定を適用しません。

### 第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## サイバーセキュリティ特約

### 「用語の説明」

この保険契約において使用される用語の説明は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。ただし、この保険契約に付帯される他の特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

	用語	説明
き	企業情報	特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。
け	権利保全行使費用	専門事業者賠償責任保険普通保険約款第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)②に規定する手続に必要なかつ有益であると当社が認めた費用をいいます。
こ	個人情報	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に規定される個人情報をいい、死者の情報を含まず。
	コンピュータシステム	情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含まず。
さ	サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含まず。 ① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス ② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為 ③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為 ④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入力する行為
し	使用人等	雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、その使用者の業務に従事する者をいい、従業員、短時間労働者(注1)、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から記名被保険者に出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者に派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者を含みます。また、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者(注2)を含みます。 (注1) 短時間労働者とは、パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。 (注2) 登録された者には、登録されていた者を含みます。
	情報	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 個人情報 ② 企業情報 ③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報



人格権侵害	<p>名誉毀損、プライバシーの侵害、差別（注1）、虚偽告訴、侮辱もしくは信用毀損または氏名権（注2）、肖像権（注3）もしくはパブリシティ権（注4）の侵害をいいます。</p> <p>（注1）差別には、不正取引行為を含みません。</p> <p>（注2）氏名権とは、自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。</p> <p>（注3）肖像権とは、自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。</p> <p>（注4）パブリシティ権とは、経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。</p>
訴訟対応費用	<p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。</p> <p>① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限りです。</p>
電子情報	<p>コンピュータシステムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。</p>
本人	<p>情報によって識別される特定の者をいいます。</p>
役員	<p>会社法上の取締役、執行役員および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。</p>
漏えい	<p>次のいずれかに該当する者以外の者に知られた（注1）ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。</p> <p>① 本人</p> <p>② 保険契約者</p> <p>③ 記名被保険者</p> <p>④ 上記②および③の者の業務（注2）の全部またはその一部を受託している者</p> <p>⑤ 上記①から④までの者の役員および使用人等（注1）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>（注2）業務は、その情報を取り扱う業務に限りです。</p>

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故（以下「事故」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

- ① 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ
    - ア. 記名被保険者が自らの業務遂行（注1）の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（注2）
    - イ. 記名被保険者が自らの業務遂行（注1）の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（注3）
  - ② 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由
    - ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
    - イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
    - ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害
    - エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失
- （注1）業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者へ派遣された労働者による業務遂行を含みます。
- （注2）所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

（注3）管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

### 第2条（被保険者）

- （1）この保険契約において、被保険者とは、普通保険約款第2条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。
  - ① 記名被保険者
  - ② 記名被保険者の役員
- （2）本条（1）②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

### 第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- （1）当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第6条（保険金を支払わない場合—その4）までの保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。
    - ① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
    - ② 国または公共団体の公権力の行使（注1）
    - ③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、グリフ活動等の侵害行為
  - （2）当社は、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
    - ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
    - ② 違約金（注2）
    - ③ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
    - ④ 株主代表訴訟
    - ⑤ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
    - ⑥ 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（注3）
    - ⑦ 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用
- （注1）国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。
- （注2）違約金は、被保険者が支出したと否を問いません。
- （注3）費用には、追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否を問いません。

### 第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- （1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。
  - ① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
  - ② 履行不能または履行遅滞（注1）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - ③ 被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞（注1）を避けることを目的として行った不完全履行（注2）
  - ④ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - ⑤ 人工衛星（注3）の損壊または故障
  - ⑥ 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為
    - ア. 業務の対価（注4）の見積もりまたは返還
    - イ. 業務の対価の過大請求
    - ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更
    - エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
  - ⑦ 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
  - ⑧ 記名被保険者が金融機関（注5）に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為
    - ア. コンピュータシステムにおける資金（注6）の移動
    - イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
  - ⑨ 暗号資産（注7）の取引
  - ⑩ 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または阻害
    - ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者
    - イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者
    - ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者



工. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者

(2) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- ① 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（注8）の所有、使用または管理
- ② 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- ③ 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

(注1) 履行不能または履行遅滞には、類似のものを含みます。

(注2) 履行不能または履行遅滞（注1）を避けることを目的として行った不完全履行には、履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注3) 人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。

(注4) 業務の対価は、販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。

(注5) 金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。

- ① 決済代行会社（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。）
- ② 金融商品取引所（暗号資産交換業を含みます。）
- ③ 信用保証協会

(注6) 資金には、電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。

(注7) 暗号資産とは、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。

(注8) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含みません。

### 第5条（損害の範囲および支払保険金）

(1) 当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第7条（損害の範囲）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生じる損害を含みます。

- ① 権利保全行使費用
- ② 訴訟対応費用

(2) 普通保険約款第8条（支払保険金）(1)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

$$\text{保険金の額} = \text{損害の額の合計額} - \text{保険証券記載の免責金額}$$

(3) 当社が訴訟対応費用に対して支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求につき1,000万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。

(4) 普通保険約款第8条（支払保険金）(2)および本条（2）の規定は、本条（1）に規定する損害の額の合計に対して適用します。

(5) 当社は、権利保全行使費用および訴訟対応費用を保険証券に記載された支払限度額に加算して支払うものではありません。権利保全行使費用および訴訟対応費用は損害の一部であり、本条（4）の規定が適用されるものとします。

### 第6条（保険期間と保険責任の関係）

(1) この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

### 第7条（保険金を支払わない場合の適用除外）

(1) この保険契約においては、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。

(2) この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第5条（保険金を支払わない場合—その3）①	身体の障害（注1）または精神的苦痛	身体の障害（注1）

② 第5条②	誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えい	被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害
③ 第5条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害

(3) この保険契約においては、普通保険約款第5条（保険金を支払わない場合—その3）⑤および⑦ならびに普通保険約款第6条（保険金を支払わない場合—その4）①の規定は適用しません。

### 第8条（保険料算出の基礎）

(1) この保険契約において、記名被保険者が次表「区分」のいずれかに該当する場合は、第9条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）、第10条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)および第11条（保険料の返還—解約または解除の場合）(2)ならびに普通保険約款第22条（保険料の精算）(1)の規定中「領収金または売上高」とあるのを、次表「算出の基礎」との読み替えて適用します。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合	経常収益
② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合	取扱手数料
③ 記名被保険者が学校教育を行う場合	納付金、手数料および寄付金の合計額
④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合	供給高
⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合	経常収入
⑥ 記名被保険者が年金基金である場合	年金経理の掛金収入
⑦ 記名被保険者が労働組合である場合	組合費収入
⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合	収入合計
⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合	保証料収入
⑩ 記名被保険者が指定管理者（注1）である場合	指定管理業務にかかる収入合計

(2) この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されている場合は、同特約第1条（保険料算出の基礎）の規定にかかわらず、この保険契約の保険料を定めるために用いる算出の基礎を次表のとおり読み替えて、同特約の規定を適用します。

区分	算出の基礎
① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の経常収益 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「経常収益」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の経常収益
② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の取扱手数料 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「取扱手数料」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の取扱手数料
③ 記名被保険者が学校教育を行う場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）において、記名被保険者が行った仕事の全売上高等のうち、納付金、手数料および寄付金の合計額 イ. 保険契約締結時にア.に規定する「納付金、手数料および寄付金の合計額」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の納付金、手数料および寄付金の合計額

④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の供給高 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「供給高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の供給高
⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の経常収入 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「経常収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の経常収入
⑥ 記名被保険者が年金基金である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の年金経理の掛金収入 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「年金経理の掛金収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の年金経理の掛金収入
⑦ 記名被保険者が労働組合である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の組合費収入 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「組合費収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の組合費収入
⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の収入合計 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「収入合計」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の収入合計
⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の保証料収入 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「保証料収入」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の保証料収入
⑩ 記名被保険者が①から⑨まで以外の場合	ア. 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注2）の売上高 イ. 保険契約締結時にア. に規定する「売上高」が存在しない場合には、記名被保険者の事業計画書等に計画された1年間の売上高

(注1) 指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2（公の施設の設置、管理及び廃止）第3項に規定する指定管理者をいいます。

(注2) その会計年度の期間が1年間でない場合は、期間1年間の会計年度で最近のものとします。

#### 第9条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）

当社は、普通保険約款第23条（保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

区分	保険料の返還、追加保険料の請求
① 普通保険約款第12条（告知義務）（1）により届けられた内容が事実と異なる場合	変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
② 普通保険約款第13条（通知義務）（1）の事実が発生した場合	次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額（注1）を返還または請求します。 ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。

② 普通保険約款第13条（通知義務）（1）の事実が発生した場合	$\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \text{未経過月数(注2)}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) <math display="block">\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注3)}}{12}\right)</math></p> <p>(イ) <math display="block">\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}</math></p>
③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合	<p>次のア. またはイ. のとおりとします。ただし、この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \text{未経過月数(注2)}$ <p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>(ア) <math display="block">\frac{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}}{12} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注3)}}{12}\right)</math></p> <p>(イ) <math display="block">\text{既に払い込まれた保険料} - \text{保険証券記載の最低保険料}</math></p>

(注1) 算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款第13条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

(注2) 未経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第10条（保険料の返還—無効または失効の場合）

(1) 当社は、普通保険約款第24条（保険料の返還—無効または失効の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区分	保険料の返還
① 保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。
② 保険契約が失効となる場合	次の算式により算出した額を返還します。 $\text{既に払い込まれた保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過月数(注)}}{12}\right)$

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第22条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。  
(注) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第11条（保険料の返還—解約または解除の場合）

(1) 当社は、普通保険約款第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。



区分	保険料の返還
① 普通保険約款第12条（告知義務）（2）、同第13条（通知義務）（2）、同第19条（当社による保険契約の解除）、同第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの保険契約に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[ 1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{12} \right]$
② 普通保険約款第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	<p>次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。</p> <p>ア、 <math>\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left[ 1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{12} \right]</math></p> <p>イ、 <math>\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}</math></p>

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約に保険料確定特約（専門事業者用）が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第22条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

(注) 既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

### 第12条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。
- ① 事故が発生した日（注）
  - ② 事故の発生を知った日
  - ③ 事故の内容
  - ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
  - ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
  - ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条（1）に規定する通知を行わない場合または本条（1）の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 本条（1）の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）（2）に規定する通知がなされたものとみなします。
- (注) 事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

### 第13条（損害賠償請求等の通知）

普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）（2）の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了（注）後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注) 保険契約の終了とは、失効、解約または解除の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

### 第14条（保険金の請求）

- (1) 当社に対する権利保全行使費用または訴訟対応費用についての保険金の請求権は、権利保全行使費用または訴訟対応費用を支出した時から発生し、これを行行使することができます。
- (2) 被保険者が本条（1）の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）に定める書類または証拠のほか、権利保全行使費用もしくは訴訟対応費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。
- (3) 本条（1）の保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第15条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第4条（保険金を支払わない場合—その2）	事由または行為に起因する損害	事由または行為によって生じた事故に起因する損害
② 第10条（保険料の払込方法）（2）	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
③ 第11条（保険責任のおよぶ地域）	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害
④ 第12条（告知義務）（3）③	損害賠償請求がなされる前に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
⑤ 第12条（5）	損害賠償請求がなされた後に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
⑥ 第12条（6）	本条（2）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故
⑦ 第13条（通知義務）（4）	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
⑧ 第13条（5）	本条（1）の事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条（1）の事実に基づかずに発生した事故
⑨ 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）	損害賠償請求がなされた後に	事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	なされた損害賠償請求による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故に起因する損害
⑩ 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（1）および（2）	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故
⑪ 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況（事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合
⑫ 第33条（保険金の請求）（4）	損害賠償請求の内容	事故もしくは損害賠償請求の内容
⑬ 第34条（保険金の支払）（1）①および（2）⑤	損害賠償請求の原因	事故または損害賠償請求の原因
⑭ 第34条（注1）	第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続	第33条（保険金の請求）（3）およびサイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）の規定による手続

### 第16条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約については、普通保険約款第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）（3）の規定を適用しません。

### 第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

# サイバーセキュリティ拡張補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

用語	説明	
い	1回の事故	情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の情報セキュリティ事故をいいます。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。
く	クレジット情報モニタリング費用	情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
け	継続契約	この特約においては、プロテクト費用補償保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするプロテクト費用補償保険契約をいいます。 （注）保険期間の終了日とは、そのプロテクト費用補償保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。
こ	広告宣伝活動費用	情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限ります。 ① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等 ② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告
	公的調査	公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに反応することが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。
	公的調査対応費用	情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいいます。 ① 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用 ② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注） ③ 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 （注）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。
	コンサルティング費用	情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
	コンピュータシステム等復旧費用	情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。 ① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（注1）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信回線および配線にかかる復旧費用または再稼働するための点検・調整費用もしくは試運転費用

コンピュータシステム等復旧費用	② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（注2）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（注3）および撤去費用 ③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用 （注1）サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません。 （注2）代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。 （注3）仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。
サイバー攻撃調査費用	サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関（注）による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。 （注）外部機関には、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません。
再発防止費用	同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
作業場	主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。
事故解決期間	記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、プロテクト費用補償条項第6条（情報セキュリティ事故発生時の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。
事故原因・被害範囲調査費用	情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。
事故対応費用	情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（注1）をいいます。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。 ① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注2） ② 通信業務のコールセンター会社への委託費用 ③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分 ④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費 ⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用 （注1）費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。 （注2）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。
施設	記名被保険者が所有、使用または管理するすべての施設をいいます。
自動車	自動車または原動機付自転車をいいます。
受託物	次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 被保険者が第三者から借用中の財物（注1） ② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（注2） ③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（注3）を目的として、被保険者が受託している財物 ④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物 （注1）借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。



受託物	(注2) 被保険者に支給された資材・商品等の財物には、仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。 (注3) 加工、修理、点検等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。
情報セキュリティ事故	記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。 ① サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由 ② サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由。ただし、下記③または④に該当する場合は除きます。 ③ 賠償損害拡張補償条項第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由 ④ 賠償損害拡張補償条項第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由 ⑤ この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合に限り、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由。ただし、上記①から④までに該当する場合は除きます。 ⑥ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から⑤までに該当する場合は除きます。 ⑦ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ。ただし、上記①から⑥までに該当する場合は除きます。
初年度契約	継続契約以外のプロテクト費用補償保険契約をいいます。
措置	情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に実際に講じられた処置をいいます。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、日本国内において実際に講じられた処置に限りま。
テロ行為等	政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。
被害拡大防止費用	情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りま。 ① ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用 ② 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（注）の拡大防止に必要なかつ有益な費用 （注）風評被害は、インターネットによるものに限りま。
プロテクト費用補償保険契約	プロテクト費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約をいいます。
法律相談費用	情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。
見舞金・見舞品購入費用	情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（注1）の購入等にかかる費用をい、見舞金の額および見舞品の相当額（注2）は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りま。 ① 被害者が法人の場合 1法人につき50,000円 ② 被害者が個人の場合 1名につき1,000円。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。 （注1）見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。

見舞金・見舞品購入費用	(注2) 見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。
-------------	---

## 第1章 賠償損害拡張補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この補償条項により、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合—その3）①および③ならびにサイバーセキュリティ特約第7条（保険金を支払わない場合の適用除外）（2）①にかかわらず、サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（注1）
- ② サイバー攻撃に起因する他人の財物（注2）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下「損壊」といいます。）

（注1）身体の障害とは、傷害および疾病をい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

（注2）財物とは、財産的価値を有する有体物をいいます。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第6条（保険金を支払わない場合—その4）、サイバーセキュリティ特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ② 液体、気体（注1）もしくは固体の排出、流出またはいっ出
- ③ 直接である間接であるを問わず、次のいずれかの事由
  - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
  - イ. 石綿等への曝露による疾病
  - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- ④ 次のいずれかの所有、使用または管理
  - ア. 航空機
  - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ. 自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。  
（ア）販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。  
（イ）出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。
  - エ. 施設外における船舶または車両（注2）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。
- ⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為
  - ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
  - イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。
  - ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
  - エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- ⑥ テロ行為等

（注1）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

（注2）船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。



### 第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑤およびサイバーセキュリティ特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（2）⑦の規定は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由により損壊した財物に対するものについては、適用しません。

### 第4条（構内専用車危険補償）

- 当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ、の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。
  - 当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④エ、の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、作業場内における車両（注1）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。
  - 当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ、およびエ、の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、自動車もしくは車両（注1）の所有、使用または管理に伴う貨物の積込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。
  - 当社は、被保険者が自動車または車両（注1）を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（3）に規定する損害を除きます。
  - 当社は、普通保険約款第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、本条（1）から（3）までに規定する損害が発生した場合において、その自動車または車両（注1）について自動車損害賠償責任保険（注2）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（注3）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注2）契約および自動車保険（注3）契約により支払われるべき保険金（注4）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。
  - 本条（5）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注2）契約および自動車保険（注3）契約により支払われるべき保険金（注4）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された賠償損害にかかる免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、サイバーセキュリティ特約第5条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。
- （注1）車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含まれません。
- （注2）自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。
- （注3）自動車保険には、自動車共済を含みます。
- （注4）保険金には、共済金を含みます。

### 第5条（受託物損害についての特則）

- 当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます。）については、本条に従い、保険金を支払います。
- 当社は、受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
  - 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
  - 被保険者の使用人が所有または私用に供する財物の損壊に起因する損害
  - 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後発見された受託物の損壊に起因する損害
- 当社は、受託物損害については、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ、の規定を適用しません。

### 第6条（保険責任のおよぶ地域）

- 当社は、普通保険約款第11条（保険責任のおよぶ地域）およびサイバーセキュリティ特約第15条（普通保険約款の読み替え）③の規定のほか、被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害に対して、保険金を支払います。
- この保険契約においては、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」の訴訟対応費用の説明中、「日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に」とあるのは「訴訟が提起された場合に」と読み替えて適用します。
- この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合であって、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払うときは、本条（1）および（2）の規定は適用しません。

### 第7条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合は、普通保険約款第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）に定める義務のほか、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これら規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」とおりとします。

損害賠償請求がなされた時の義務	義務違反の場合の取扱い
次の事項を遅滞なく当社に通知すること。 ① 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称 ② 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容	保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の事項について事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- （注）損害賠償請求がなされるおそれのある状況には、事故の発生またはそのおそれを含みます。

### 第8条（保険金の請求）

被保険者がこの補償条項の保険金の請求をする場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）およびサイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
① 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
② 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
③ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
④ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）

- （注1）修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。
- （注2）写真には、画像データを含みます。

### 第9条（保険金の支払）

- この補償条項においては、普通保険約款第34条（保険金の支払）の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第34条（1）③	損害の額および損害賠償請求と損害との関係	損害の額、事故および損害賠償請求と損害との関係ならびに治療の経過および内容
② 第34条（注1）	第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続	第33条（保険金の請求）（3）、サイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）（2）およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第1章第8条（保険金の請求）の規定による手続

- 普通保険約款第34条（保険金の支払）（2）に掲げる事由のほか、同条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。



事由	期間
① 普通保険約款第34条(1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
② 普通保険約款第34条(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日

- (3) 本条(2)①および②に掲げる特別な照会を開始した後、本条(2)①および②に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条(2)①および②に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4) 本条(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注3)には、それによって確認が遅延した期間については、本条(2)の期間に算入しないものとします。
- (5) 本条(4)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。
- (注1) 請求完了日とは、被保険者が普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)、サイバーセキュリティ特約第14条(保険金の請求)および第8条(保険金の請求)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第2章 プロテクト費用補償条項

### 第1条(保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、普通保険約款第1条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この補償条項に従い、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①または⑥の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関(注)に対する文書による届出または報告等
  - ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
  - ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
  - ④ 公的機関(注)からの通報
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、
- ① 公的機関(注)からの通報
  - ② 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- (注) 公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

### 第2条(損害の範囲)

- (1) 「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①から⑥までの事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限り、ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。
- ① 事故対応費用
  - ② 事故原因・被害範囲調査費用
  - ③ 広告宣伝活動費用
  - ④ 法律相談費用
  - ⑤ コンサルティング費用
  - ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
  - ⑦ クレジット情報モニタリング費用
  - ⑧ 公的調査対応費用
  - ⑨ コンピュータシステム等復旧費用
  - ⑩ 被害拡大防止費用
  - ⑪ 再発防止費用
- (2) 「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者がサイバー攻撃調査費用を負担することによって被る損害に限り、ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず負担する費用を除きます。
- (3) 本条(1)および(2)に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含みません。
- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料

- ② 金利等資金調達に関する費用
  - ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
  - ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
  - ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
  - ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用(注1)
  - ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - ⑧ サイバー攻撃が金銭等(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等(注2)
  - ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
  - ⑩ 税金、罰金、料料、過料、課徴金または制裁金
- (注1) 弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。
- (注2) 金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

### 第3条(支払保険金)

- (1) 当社がこの補償条項により支払うプロテクト費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、別表に記載する金額を限度とします。

$$\text{プロテクト費用保険金の額} = \left[ \text{損害の額(注)} - \text{保険証券記載の免責金額} \right] \times \text{別表記載の縮小支払割合}$$

- (2) 本条(1)の算式において、免責金額を適用する場合は、別表記載の縮小支払割合が低い費用に対して優先して適用するものとします。
- (3) 当社がこの補償条項により支払うべきプロテクト費用保険金の総額は、保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。
- (注) 損害の額は、他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち第2条(損害の範囲)に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。

### 第4条(継続契約の支払限度額の取扱い)

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

### 第5条(保険期間と保険責任の関係)

- (1) 当社は、保険期間中に当社に対して第6条(情報セキュリティ事故発生の通知)(1)の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。
- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(注)ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(注)ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

### 第6条(情報セキュリティ事故発生の通知)

- (1) 保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。
- ① 情報セキュリティ事故が発生した日(注)
  - ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
  - ③ 情報セキュリティ事故の内容
  - ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
  - ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
  - ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報を受領日および内容
- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条(1)に規定する通知を行わない場合または本条(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。



- (3) 本条(1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(2)に規定する通知がなされたものとみなします。  
 (注) 情報セキュリティ事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

### 第7条(保険金の請求)

- (1) 当社に対するプロテクト費用保険金の請求権は、被保険者が第2条(損害の範囲)に定める費用を負担した時から発生し、これを行使用することができるものとします。  
 (2) 被保険者がプロテクト費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

#### 保険金請求に必要な書類または証拠

- ① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類  
 ② 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類  
 (3) プロテクト費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第8条(普通保険約款の読み替え)

この補償条項においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
① 第4条(保険金を支払わない場合—その2)	事由または行為に起因する損害	事由または行為によって生じた情報セキュリティ事故に起因する損害
② 第5条(保険金を支払わない場合—その3)	次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害	次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害
③ 第5条①	身体の障害(注1)または精神的苦痛に対する損害賠償請求	身体の障害(注1)。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
④ 第5条②	誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求	被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害
⑤ 第5条③	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注2)に対する損害賠償請求	財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注2)。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。
⑥ 第5条④	特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求	特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害
⑦ 第10条(保険料の払込方法)(2)	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑧ 第11条(保険責任のおよぶ地域)	被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害	サイバーセキュリティ拡張補償特約「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、被保険者が日本国内において講じた措置による損害
⑨ 第12条(告知義務)(3)③	損害賠償請求がなされる前に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に
⑩ 第12条(5)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に

⑪ 第12条(6)	本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ
⑫ 第13条(通知義務)(4)	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑬ 第13条(5)	本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求	本条(1)の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ
⑭ 第20条(重大事由がある場合の当社による保険契約の解除)(3)	損害賠償請求がなされた後に	情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に
	なされた損害賠償請求による損害	発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害
⑮ 第27条(追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求)	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故
⑯ 第29条(損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い)(1)	損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合	損害賠償請求がなされるおそれのある状況(情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。)を知った場合
⑰ 第33条(保険金の請求)(4)	損害賠償請求の内容	情報セキュリティ事故もしくは措置の内容
⑱ 第34条(保険金の支払)(1)および(2)	損害賠償請求の原因	情報セキュリティ事故の原因
	損害賠償請求がなされた 損害賠償請求と損害との関係	情報セキュリティ事故が発生した 情報セキュリティ事故と損害との関係
⑲ 第34条(注1)	第33条(保険金の請求)(3)の規定による手続	第33条(保険金の請求)(3)およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第2章第7条(保険金の請求)(2)の規定による手続

### 第3章 基本条項

#### 第1条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表 プロテクト費用保険金の縮小支払割合・支払限度額

費用の種類	縮小支払割合	支払限度額	
		1事故	保険期間中
① 事故対応費用	100%	保険証券記載の プロテクト費用保険金に かかる1事故 限度額	保険証券記載 のプロテクト 費用保険金に かかる保険期 間中限度額
② 事故原因・被害 範囲調査費用			
③ 広告宣伝活動 費用			
④ 法律相談費用			
⑤ コンサルティ ング費用			
⑥ 見舞金・見舞品 購入費用			
⑦ クレジット情 報モニタリング費 用			
⑧ 公的調査対応 費用			
⑨ コンピュータ システム等復旧費 用	100%	次のいずれか 低い額 ア. 3,000 万円 イ. 保険証券記 載のプロテク ト費用保険金 にかかる1事 故限度額	次のいずれか 低い額 ア. 3,000 万円 イ. 保険証券記 載のプロテク ト費用保険金 にかかる保険 期間中限度額
⑩ 被害拡大防止 費用	90%	⑩および⑪の 費用の合計で、 次のいずれか 低い額 ア. 3,000 万円 イ. 保険証券記 載のプロテク ト費用保険金 にかかる1事 故限度額	⑩および⑪の 費用の合計で、 次のいずれか 低い額 ア. 3,000 万円 イ. 保険証券記 載のプロテク ト費用保険金 にかかる保険 期間中限度額
⑪ 再発防止費用			
⑫ サイバー攻撃 調査費用	80%	次のいずれか 低い額 ア. 3,000 万円 イ. 保険証券記 載のプロテク ト費用保険金 にかかる1事 故限度額	次のいずれか 低い額 ア. 3,000 万円 イ. 保険証券記 載のプロテク ト費用保険金 にかかる保険 期間中限度額

注 この特約において当社が支払うプロテクト費用保険金の総額は、1回の事故につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額、保険期間中につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額を限度とします。

### 費用損害の支払限度額内枠化に関する特約

#### 第1条（支払保険金）

当社がこの保険契約により支払う保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても別表に記載された支払限度額をもって限度とします。

#### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、専門事業者賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

#### 別表

損害の種類	証券総支払限度額
賠償損害・費用損害共通	賠償損害の支払限度額

年 月 日

三井住友海上火災保険株式会社  
 火災新種損害サポート部第一保険金お支払センター 行  
 (FAX 03-3259-5594 TEL 03-3259-5824)  
 写) 株式会社ジオ・ビジネスサービス  
 (FAX 03-3518-4910 TEL 03-3518-4900)

サイバープロテクター補償制度  
 (専門事業者償責任保険)  
**事 故 報 告 書** (第 報)

企 業 名	(加入者番号)	〈TEL〉
企 業 住 所		〈FAX〉
事 故 担 当 者	お名前	部門

事 故 発 生 日	年 月 日 時 分 頃	賠 償 請 求 日	年 月 日
事 故 発 生 場 所			
事 故 状 況			
事 故 原 因 賠 償 請 求 の 原 因 ・ 事 由 (推 定)			
賠 償 請 求 内 容			
対 応 内 容 / 経 緯			
被 害 者 名			
住 所 / 連 絡 先			
備 考			





# 全地連の保険制度のご紹介

全地連では会員企業の皆さまに以下の制度をご用意しております。  
いずれも地質調査業者専用に企画された専用商品で、充実した補償内容となっておりますのでご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。  
なお、制度の詳細につきましては、全地連のホームページ (<https://www.zenchiren.or.jp>) または ジオ・ビジネスサービスのホームページ (<https://zenchiren-geo.jp>) をご覧ください。

～現場調査・工事に係る  
賠償責任の補償～

**第三者賠償補償制度**  
**汚染地盤修復工事賠償補償制度**

～サイバーリスクに係る  
賠償責任の補償～

**サイバープロテクター  
補償制度**

～報告書、設計書の瑕疵に係る  
賠償責任の補償～

**地質コンサルタント総合かし  
賠償補償制度**

～労働災害時の補償～

**労災上積み補償制度**  
**業務災害補償プラン**

～ボーリングマシンの  
損害を補償～

**ボーリングマシン  
補償制度**

～病気、ケガによる死亡保障～

**死亡保障制度**

～病気、ケガによる入院保障～

**医療保障制度**

～長期の就業障害に備える～

**生涯収入サポート**

## 本制度のお問い合わせ先

制度運営

一般社団法人 **全国地質調査業協会連合会**

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-8873 FAX 03-3518-8876

保険取扱代理店

**株式会社ジオ・ビジネスサービス** (全地連直属代理店)

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-5-13 (内神田TKビル3F)

☎ 03-3518-4900 FAX 03-3518-4901

E-mail: [geo-info@zenchiren-geo.co.jp](mailto:geo-info@zenchiren-geo.co.jp)

<https://zenchiren-geo.jp>

引受保険会社  
幹事会社

**三井住友海上火災保険株式会社** 公務第一部  
営業第三課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

☎ 03-3259-6681 FAX 03-3259-7213

分担保険会社

**損害保険ジャパン株式会社** **あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**